

本号掲載の日本言語研究所事件は、事実上倒産したA社（教育情報研究所）の従業員が、同社の関連会社であり同社の事業を承継した被告B社（日本言語研究所）ほかに対し、雇用契約上の地位確認、未払賃金の支払い等を請求したのに対し、法人格否認の法理が適用されて、原告のB社に対する請求がほぼ認容されたという事件である。

周知のように、法人格否認の法理というのは、会社等法人の法人格そのものを否定するものではないが、当該の法律関係について、法人の背後に隠れている実権支配者等の責任を、当該事案について、認めるという法理であり、直接の「法律」の定めはなく、判例によって形成されてきた法理である（最判昭44.2.27民集23.2.511等）。類型としては、形骸化型と濫用型があり、濫用型の適用要件としては、「支配の要件」と「違法又は不当な目的」という「目的の要件」が必要と解されている。

本件では、A社及びB社の共通の出資者である甲が両社を「自己の意のままに管理支配することができる地位にあった」と認定され（支配の要件）、他方、原告その他の債権者に対する多額の未払賃金等の債務を免れる目的があったとして（目的の要件）、「会社制度の濫用」とされ、B社の責任が肯定されたものである。

ところで、本件では、原告がA社に対して解雇無効・雇用契約上の地位確認、未払賃金の支払請求訴訟を提起し、これを認容する判決が確定しており、その間にA社が倒産に至った経緯がある。そのため、判決で確定した債務が、倒産・事業譲渡によって簡単に免れられてしまうことは、労働者保護の点から問題があるとの問題意識が垣間見られるところである。

しかし、他方、本件では、会社側から、A社については、破産申立をしたが、必要な破産予納金の用立てができなかったため、同申立が受理されず、法的整理ができなかったとの主張がなされている。本件では、この点の事実認定がなされていないが、仮に、会社の主張のとおり

とした場合、A社に破産予納金の用立てができ、破産手続開始決定に至れば、判決により確定した未払賃金債権と雖も、一部が財団債権となるほかは優先的破産債権としての保護を受ける限度にとどまり、破産管財人による換価財産が配当原資に不足するのであれば、結局は十分な保護を受け得ないこととなるものである。

ところが、たまたま関連会社が存在したという場合、事業ノウハウと一定の雇用維持、また、顧客保護を図ろうとしても、同関連会社に破綻会社の事業を継承させてしまうと、同関連会社が破綻会社の多大な債務を引き受けさせられる事態が生じ得、その場合、事業存続・雇用維持等の努力は報われないこととなる。このリスクを不当として、破綻会社の事業を全く廃棄してしまうことは、社会的損失が大きく、従来の顧客（本件では講座受講者等）等利害関係人にも多大な不利益を及ぼすこととなる。

たしかに、破綻会社の債権者としては、自己の債権が無価値となる一方で、破綻会社の事業が関連会社により継続される事態は容認できないとの立場となろうが、破綻企業が有していた企業価値や雇用をできるだけ存続させ、活かすという努力に多大なリスクを課することには、なお疑問が残る。

前記のように、法人格否認の法理は、判例法理によって形成されてきた法理であって、実定法上の根拠があるわけではなく、要件・効果とも、未だ国民に十分かつ明確に明らかにされているとは言い難い。

本件では、多額の未払賃金等の債務の存在がある一方、被告B社への事業の承継がなされている等の事実から、会社制度の濫用が認められているが、法人格否認の法理の適用、特に事業譲渡事案における同法理の適用は、事業再生、企業価値存続の観点、国民の予測可能性担保の観点から慎重であるべきであり、安易な法人格否認の法理の適用は避けられる必要がある。

（弁護士・中野 裕人）